様式第二号（第十条関係）

表　面

12cm

栄養指導員の証 第　　号 所属庁 氏名 生年月日 令和　年　月　日発行 （使用期間一年）	写真

8cm

裏　面

この証票を携帯する者は、健康増進法により栄養指導員の職務を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋

（栄養指導員）

第十九条　都道府県知事は、前条第一項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

（立入検査等）

第二十四条　都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

写真面及び指導員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。